12. 認定基準に適合していることの説明

基準	年に週音していることの	説明
第1号基準	意義及び目標に関する事項	掛川市中心市街地において、
基本方針に適合		その1:「様々な人が訪れ、多くの人が暮ら
するものである		す」まち
こと		その2:「掛川らしい魅力あふれる店があ
		る」まち
		その3:「市民が協力参加し、自ら活動する」
		まち
		を中心市街地のめざす姿としていることを
		記載している(1. [6]掛川市中心市街地
		活性化基本方針参照)。
	認定の手続	当基本計画の内容については、掛川市中心
		市街地活性化協議会と協議を行っており、
		平成19年11月27日付けで答申を受けてい
		る(9. [2] 中心市街地活性化協議会に関
		する事項参照)。
	中心市街地の位置及び区域	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地
	に関する基本的な事項	の各要件を満たしている(2. [3]中心市
		街地要件に適合していることの説明参照)
	4から8までの事業及び措	市町村の推進体制、中心市街地活性化協議
	置の総合的かつ一体的推進	会との関係、客観的現状分析等及び様々な
	に関する基本的な事項	主体の巻き込み及び各種事業等との連携・
		調整について、十分取り組んでいる(9.
		4から8までに掲げる事業及び措置の総合
		的かつ一体的推進参照)。
	中心市街地における都市機	掛川市の各種計画において、コンパクトな
	能の集積の促進を図るため	まちづくりの考え方を基本に、中心市街地
	の措置に関する基本的な事	における都市機能の集積等に取り組むこと
	項	が明確となっている(10. 中心市街地にお
		ける都市機能の集積の促進を図るための措
		置に関する事項参照)。
	その他中心市街地の活性化	個別事業に関しては、関係者、行政が一体
	に関する重要な事項	となって事業を推進することになってい
		る。

基準	項目	説明
第2号基準	目標を達成するために必要	目標に掲げる公共交通の利便性の向上、賑
基本計画の実施	な4から8までの事業等が	わい拠点の創出、まちなか居住の推進の達
が中心市街地の	記載されていること	成に必要な事業を、4から8において記載
活性化の実現に		している。
相当程度寄与す	基本計画の実施が設定目標	記載している各事業の実施が、数値目標の
るものであると	の達成に相当程度寄与する	達成に寄与することを合理的に説明してい
認められること	ものであることが合理的に	る。(3. 中心市街地の活性化の目標参照)
	説明されていること	
第3号基準	事業の主体が特定されてい	4から8に実施主体を記載。
基本計画が円滑	るか、又は、特定される見込	
かつ確実に実施	みが高いこと	
されると見込ま	事業の実施スケジュールが	4から8にスケジュールを記載。
れるものである	明確であること	
こと		